

愛知県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

愛知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 横江 淳 一

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第6号

愛知県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

(愛知県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部改正)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則(平成19年広域連合規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号イ中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

(愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律等施行規則の一部改正)

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律等施行規則(令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第13号及び様式第19号中

「

運転免許証 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)

を

「

運転免許証

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)において現に提出されているこの規則第2条の規定による改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律等施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則第2条の規定による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律等施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 施行日において、現にある旧様式により作成された用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。